

令和 9 年度 保育園・認定こども園 入園手続きのご案内



加 賀 市



子ども子育て支援新制度の概要

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートしました。

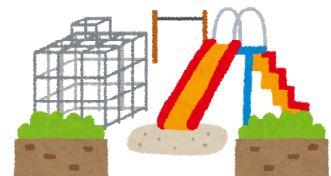
この新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することを目指した制度で、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会の全ての人々が互いに協力して行うこととしています。

新制度では、保育園等（※）の利用を希望する場合、保護者が市に教育・保育の必要性を申請する必要があり、その申請に基づいて市が教育・保育給付認定を行います。

※保育園等とは、保育園・認定こども園・小規模保育・家庭的保育・

居宅訪問型保育・事業所内保育をいいます。

現在、加賀市には保育園と認定こども園があります。



教育・保育給付認定の区分

保育園等を利用する際は、入園申込みと併せて、市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性（保護者の就労状況等）に応じて次の3つの認定区分（1号・2号・3号認定）に分けられ、その区分によって利用できる施設や時間が変わります。

児童の年齢	保育の必要性	認定区分		利用できる時間	利用できる施設
3歳以上	教育を希望	1号認定	教育認定	教育標準時間(4時間)	認定こども園
	保育を必要	2号認定	保育認定	保育標準時間(最長11時間)	保育園 認定こども園
				保育短時間(最長8時間)	
3歳未満	保育を必要	3号認定	保育認定	保育標準時間(最長11時間)	保育園 認定こども園
				保育短時間(最長8時間)	

※教育・保育給付認定において、3号認定の場合は、年度途中で3歳になる時点で2号認定に変わります。



保育の必要量に応じた区分

教育・保育給付認定（２号・３号認定）を受ける人は、保育の必要量によって利用時間が「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。なお、基本的な保育時間は従来どおり８時間です。標準時間認定であっても、実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。標準時間・短時間の保育時間帯は保育園によって異なります。

区 分	保育の必要量（「就労」の場合）	利用できる時間
保育標準時間	月 120 時間以上就労 （フルタイム就労等を想定）	1 日最長 1 1 時間 + 必要に応じた延長保育
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満就労 （パートタイム就労等を想定）	1 日最長 8 時間 + 必要に応じた延長保育

保育を必要とする事由

教育・保育給付認定（２号・３号認定）を受けるためには、保護者（父母ともに）が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

保育認定の事由		保育の必要量（原則）	利用可能期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合	保育標準時間（月 120 時間以上就労）または 保育短時間（月 48 時間以上 120 時間未満就労）	小学校就学前まで （事由継続の場合）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	保育短時間	3 か月間
妊娠・出産	妊娠中か出産後間もない場合	保育標準時間	産前・産後 3 か月間
育児休業中の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもが継続して利用する必要がある場合	保育短時間	小学校就学前まで （事由継続の場合）
疾病・障がい	病気、負傷、障がいがある場合		
介護・看護	親族を常時介護または看護している場合		
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・DV	児童の虐待や DV のおそれがある場合		
就学	学校または職業訓練校に通学している場合	保育標準時間または 保育短時間	
その他	上記のほか、保育が必要と認める場合		

保育園と認定こども園

保育園は、児童の保護者が仕事や病気、出産などの理由により、保育を必要とする乳幼児を保護者に代わって保育をすることを目的とする施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です。幼稚園部分（1号認定）は、3歳以上であれば保護者の就労等にかかわらず入園できます。



教育・保育給付認定申請及び入園申込みの手続き

入園申込み受付期間は下記のとおりです。

- 1 受付期間 令和8年10月1日（木）～10月15日（木）
※受付期間終了後は、保育園等に空きがあれば入園が可能ですので各保育園等にご相談ください。
（年度途中の入園は毎月20日締切で翌月1日からの入園となります）
- 2 受付及び提出先 入園を希望する保育園等で「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」（以下、「申込書」といいます。）及び関係書類を受け取り、記入後、保育園等に提出してください。
申込書の交付は9月中旬ごろ開始を予定しております。
※加賀市外の保育園等に入園を希望する場合は5ページ（広域利用）をご確認ください。
- 3 添付書類
 - ① 就労証明書等 【2・3号認定の場合】

（就労者）	就労証明書
（求職中の場合）	求職活動申告書
（妊婦、出産後の方）	母子手帳の表紙と出産（予定）日が分かるページの写し
（育児休業中の方）	就労証明書（育児休業取得欄を記入）
（病気等の場合）	診断書、障害者手帳等の写し等
（介護等の場合）	介護等に従事していることを申し立てるもの（病人等の診断書等に介護している旨を記入し、署名・押印してください。）
（就学の場合）	大学・看護学校・職業訓練校等の在学証明書または学生証の写し

※原則、保育園等への入園日は各月初日です。
※育児休業中のならし保育は上限1か月です。（例：6月1日から仕事復帰の場合、5月1日から入園可能）
※65歳以上の祖父母やおじ、おばについては、勤務証明書等の添付書類は必要ありません。

② 心身状況等個人調査票

③ マイナンバー記入用紙

マイナンバー制度開始により、マイナンバーの記載が必要になりました。

提出の際に、申請する保護者の番号確認書類（マイナンバーカード又は通知カード等）及び身元確認書類（運転免許証等）が必要となります。

教育・保育給付認定、入園承諾及び利用者負担額決定

市内の保育園に入園希望の人には、保育の必要性を認定し「支給認定証」、「入園承諾書」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または保育園を通じてお渡しします。

認定こども園に入園希望の人には、加賀市から「支給認定証」及び「利用者負担額決定通知書」を郵送または認定こども園を通じてお渡しします。なお、入園承諾は認定こども園で行います。

※4月入園の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、認定結果等は2月中に通知します。

5月以降の入園を希望する人には、入園月の前月下旬頃に郵送または保育園等を通してお渡しします。

利用者負担額(保育料)

加賀市では、独自で利用者負担額(保育料)を無償化しています。

しかし、無償化前の保育料を計算する必要があるため、市民税額に基づく算定が行われます。

※市民税が未確定の場合には、認定が保留されることがあります。至急確定申告を済ませてください。

◆海外赴任の場合

海外赴任などで日本に住所がなかった場合は、日本国外での総収入と控除額がわかる書類を添付してください。国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

8月までに入園する場合は令和7年1月～12月中の収入

9月以降に入園する場合は令和8年1月～12月中の収入 　　がわかる書類を添付してください。

(注意事項)

- ・保育園等に入園した後、住所や勤務先の変更、世帯員の増減、又はひとり親等に認定されるなどした場合は、変更届を提出してください。利用できる保育時間が変更になる場合があります。
- ・教育・保育給付認定申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽の申請が判明した場合には、教育・保育給付認定や入園承諾を取り消すことがあります。申請書類の記載は正しく行ってください。



市外の保育園等に入園する場合(広域利用)

加賀市に住民登録がある児童が、保護者の就業地等の理由で加賀市外の保育園等への入園を希望する場合は、事前に希望する保育園等にご相談のうえ、加賀市にお問い合わせください。

なお、入園期間は年度単位です。

2号・3号認定の人の広域利用は、原則、勤務地又は実家がある市町村の保育園等に限ります。

また、加賀市と他市町村との協議により利用の諾否が決まりますので、他市町村の事情により入園できない場合があります。

土曜日等の保育

児童にとって、家庭内での親子のふれあいはとても大切です。土曜日等は、保護者等の仕事・行事などがお休みであれば、できるだけ家庭内での保育をお願いします。

問い合わせ先

加賀市子育て支援課保育グループ

TEL 0761-72-7855 (直通)

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請及び入園申し込みをします。

加賀市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な税関係情報の記録及び住民記録を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

教育・保育給付認定については、審査に時間を要する場合は、審査結果の通知が遅れることに同意します。

申請者 (保護者)	氏名	フリガナ カガ イチロウ 加賀 一郎		電話	自宅	72 - 7855	
	現住所	加賀市 大聖寺南町二41番地			携帯 (父)	090-0000-0000	
					携帯 (母)	090-△△△△-△△△△	
令和7年1月1日 の住所地	父	☒ 加賀市内 ☐ 加賀市外 (市区町村名)	令和8年1月1日 の住所地	父	☒ 加賀市内 ☐ 加賀市外 (市区町村名)		
	母	☐ 加賀市内 ☒ 加賀市外 (市区町村名 小松市)		母	☒ 加賀市内 ☐ 加賀市外 (市区町村名)		
申請の対象 となる児童 (子)	氏名	フリガナ カガ タロウ 加賀 太郎		性別	生年月日	年齢 (R9.4.1現在)	
				☒ 男・ ☐ 女	☒ R 6年10月15日	2歳	
保育の希望の有無		☒ 有： 保育園等での保育を必要 (2号・3号認定) ☐ 無： 教育を希望 (1号認定)					

必ず希望する方に☑を付けてください。
1号認定を希望する人のみ、添付書類は不要です。

世帯の状況 (同居・別居にかかわらず、生計を一にする家族全員について記入してください)

区分		児童との 続柄	性別	生年月日	年齢 (R9.4.1現在)	勤務先又は学校名等
児童 の 世帯員	フリガナ カガ イチロウ 加賀 一郎	父	☒ 男・ ☐ 女	T・S H・R 60 年 1 1 月 7 日	41歳	(株) △△
	フリガナ カガ ハナコ 加賀 花子	母	男・ ☒ 女	T・S H・R 62 年 4 月 2 8 日	39歳	(株) ○○工業
	フリガナ カガ ユキコ 加賀 雪子	姉	男・ ☒ 女	T・S H・R 27 年 1 2 月 1 5 日	11歳	□□小学校
	フリガナ カガ ツキコ 加賀 月子	姉	男・ ☒ 女	T・S H・R 3 年 4 月 6 日	5歳	◇◇保育園
	フリガナ		男・女	T・S H・R 年 月 日	歳	
	フリガナ		男・女	T・S H・R 年 月 日	歳	

原則初日入園です。

利用希望期間・利用希望施設

利用希望期間	令和 9 年 4 月 1 日 から			1. 令和 年 月 日 まで ② 小学校就学前 まで
利用希望施設名	第1希望	◇◇保育園	希望理由	自宅から近いため
	第2希望		希望理由	

裏面あり

祖父母の状況（65歳未満の同居祖父母は就労証明書等を添付してください。）

		氏名	年齢 (R9.4.1時点)	同居・別居の別(別居の場合は住所を記入)	就労等の状況
父方	祖父	フリガナ カガ マルキチ 加賀 丸吉	65	(同居) 別居(住所:)	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 不存在 ☒ 高齢(65歳以上) ☐ その他()
	祖母	フリガナ カガ コリ 加賀 百合	62	(同居) 別居(住所:)	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 不存在 ☐ 高齢(65歳以上) ☐ その他()
母方	祖父	フリガナ		同居・別居(住所:)	☐ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☒ 不存在 ☐ 高齢(65歳以上) ☐ その他()
	祖母	フリガナ コマツ サチコ 小松 幸子	61	同居・(別居)住所:小松市〇〇町〇〇番地)	☒ 就労 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 不存在 ☐ 高齢(65歳以上) ☐ その他()

保育を必要とする理由（保育の希望「有」の方のみ記入してください。）

☒ 就労	☒ 父 ☒ 母 「就労証明書」を添付してください。
☐ 妊娠・出産	出産（予定）日 令和 年 月 日 母子手帳の写し（出産（予定）日明記のページ）を添付してください。
☐ 疾病・障がい	☐ 父 ☐ 母 診断書または身体障害者手帳等の写しを添付してください。
☐ 介護・看護	☐ 父 ☐ 母 介護等を受ける人（ ） 介護を受ける人の診断書、介護保険証または身体障害者手帳等の写しを添付してください。
☐ 就学	☐ 父 ☐ 母 在学期間 年 月 日～ 年 月 日 就学日数 週 日 就学時間 時 分～ 時 分 就学を証明する書類（学生証、合格通知書、職業訓練受講決定書等の写し）を添付してください。
☐ 求職活動	☐ 父 ☐ 母 「求職活動申告書」を添付してください
☐ 育児休業	☐ 父 ☐ 母 育児休業取得期間 年 月 日～ 年 月 日 育児休業期間が記載された 「 就労証明書 」を添付してください。
☐ その他	☐ 父 ☐ 母 (具体的に)

家庭の状況

生活保護適応の有無	(非該当)・該当（ 年 月 日 保護開始）
ひとり親世帯の有無	(非該当)・該当（ 離婚 ・ 離婚調停中 ・ 未婚 ・ 死別 ） 児童扶養手当受給（ 有 ・ 無 ・ 申請中 ） 離婚調停中の場合は調停中であることがわかる書類、未婚の場合は戸籍謄本を添付してください。
障害者手帳等の有無	非該当・(該当) (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等受給者) 該当の場合は手帳等の写しを添付してください。

※市記入欄

認定区分		認定事由		決定日		終了日	
☐ 1号 ☐ 2号（ ☐ 標準・ ☐ 短） ☐ 3号（ ☐ 標準・ ☐ 短）		☐ 就労 ☐ 出産 ☐ 求職 ☐ 育休 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護 ☐ 就学 ☐ その他		月 日		月 日	
利用者負担額		階層	市民税額		多子軽減		備考
円		第	父 母 その他	円 円 円	☐ 1子 0円・半額 ☐ 2子 0円・半額 ☐ 3子以降		

保育料を 完全無償化 します



「学びの未来」を、0歳から。

子育ての負担を軽減し、
誰もが等しく園に通える環境を整えます。

Q いつから？

令和6年4月から

Q 対象者は？

保育園・認定こども園を利用しているすべての児童

Q どうして？

子育て世帯の負担軽減

閣議
決定

こども大綱

良好な成育環境を確保し、
負担軽減を図ること

幼児教育の重要性

閣議
決定

はじめての100か月ビジョン

0歳からの保育の重要性

加賀市独自に、第1子以降の保育料を無償化し、
子どもの乳幼児期からの育ち・学びを保証するとともに
子育て家庭が更に安心して出産、子育てできるよう
経済的支援を行います。

Q 加賀市のその他の子育て政策は？

1 副食費(おかず代)5100円 無料

2 18歳までの医療費 無料

3 1歳までのおむつ定期便 無料

4 小中学校の給食費 無料

5 第3子以降と第2子(小3まで)の
放課後児童クラブ保育料 無料

6 不妊治療 実質的無料

7 かがにこにこパーク 開設

8 子育て応援ステーション 開設

9 地域全体で支える充実の環境

問い合わせ

〒922-8622

加賀市大聖寺南町二41番地
加賀市役所 子育て支援課

☎ 0761-72-7855

✉ hoiku@city.kaga.lg.jp

▼ホームページ



市内保育園・認定こども園 一 覧

令和8年10月1日

	施設名	定員	住 所	T E L	受入年(月) 齢	開園		一時保育	休日保育
						(月～金)	(土)		
公立保育園	大聖寺保育園	60	大聖寺耳聞山町	72-0290	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	錦城保育園	50	大聖寺荻生町	72-1809	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	庄保育園	60	西島町	77-2524	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	勅使保育園	40	勅使町	76-2189	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	東谷口保育園	30	水田丸町	76-2404	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	作見保育園	70	作見町	74-1499	2歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	スワトン保育園	100	潮津町	74-2820	4か月後	7:30～19:00	7:30～12:30	○	
	動橋保育園	165	動橋町（6区）	74-1567	4か月後	7:30～19:00	7:30～12:30	○	
	橋立保育園	95	小塩町	75-2824	4か月後	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	加陽保育園	80	保賀町	76-3361	4か月後	7:30～19:00	7:30～12:30	○	
	山中中央保育園	65	山中温泉東桂木町	78-1739	1歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
	河南保育園	65	山中温泉長谷田町	78-1542	1歳	7:30～18:30	7:30～12:30	○	
私立保育園	やくおうえん	60	山代温泉（4区）	76-1642	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30	○	○
	第2やくおうえん	20	山代温泉（4区）	76-1642	2か月後	7:00～22:00	7:00～22:00	○	○
	新生保育園	110	河南町	76-1395	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	清和保育園	80	大聖寺敷地	72-0800	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	開陽保育園	100	山代温泉（14区の2）	77-0311	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	聖光保育園	110	熊坂町	73-2821	2か月後	7:00～19:00	7:00～18:00	○	
	山中ふたば保育園	70	山中温泉上原町	78-2475	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	山中保育園	60	山中温泉菅谷町	78-2226	2か月後	7:00～20:00	7:00～20:00	○	○
認定こども園	キッズランド いなみえん	210	片山津温泉（1区）	74-5555	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	○
	清心こども園	110	打越町(分校)	74-1485	2か月後	7:00～19:00	7:00～19:00	○	
	かが幼稚園	56	大聖寺岡町	72-3880	1歳	7:30～18:30	7:30～18:30	○	
	わかたけこども園	130	別所町漆器団地	76-3544	2か月後	7:00～20:00	7:00～20:00	○	○
	松が丘こども園	165	山田町（松が丘）	73-1230	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30	○	
	たちばなこども園	145	熊坂町（大同）	72-3632	2か月後	7:00～18:30	7:00～18:30	○	

【参考】認可外保育施設

施設名	定員	住 所	T E L	受入年(月) 齢	開園（月～金）
加賀キッズスクール てくてくの杜	16	大聖寺新町	80-0273	2歳	8:00～17:00

※利用を希望する場合は、施設に直接ご連絡ください。必要書類、給付の種類等が認可施設とは異なります。

おしらせ

お気軽にご利用ください!!

一時保育

急な用事ができたときは…



家庭で保育している保護者が、病気の時や冠婚葬祭、その他の理由で急に用事ができた場合、一時的に子どもを保育園等で預かります。

- 利用方法 市内保育園・認定こども園一覧（10 ページ）の一時保育の欄に○印がついている施設で利用できます。利用を希望する施設に直接申し込んでください。利用する際は、事前予約が必要です。
- 利用料金 施設ごとに異なります。利用を希望する施設に直接問い合わせてください。

育児仲間が欲しいときは…

保育園開放

家庭で子育て中の親子にとって、育児についての話し相手や子どもの遊び仲間がいないとストレスが溜まる場合があります。そこで、保育園等を定期的に開放して、親子で遊んだり育児について相談したりする機会を提供しています。

- 利用方法 施設ごとに日程が異なりますので、利用を希望する施設に直接問い合わせてください。
- 利用料金 無 料



子育て支援センター

子育てに関する悩みや疑問は…



子育てに関する悩みや疑問について、電話相談や面接相談に応じます。また、自由に遊ぶお部屋の開放や、育児講座なども開催しています。

- 問い合わせ先 子育て支援センター（スワトン保育園内）
（TEL：0761-74-2820）
- 利用料金 無 料

マイ保育園登録事業

登録しませんか？

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」などの育児見学や育児相談のほか、一時保育サービス（原則、平日の午前、半日利用）が満3歳になる（3歳になる日の前日）まで、無料で3回受けられます。

- 登録対象 加賀市在住で、母子健康手帳を交付された人または出産して家庭で子育てしている人
- 登録施設 市内の保育園・認定こども園



病児・病後児保育

病気・病気回復期の子どもの保育は・・・

病気のために登園することができない場合や保育園等で突然熱を出した場合など、家庭での看護が必要な子どものために、一時保育を行います。

- 対象児童 0歳～小学6年生
- 利用料金 1日 1,500円（半日 1,000円）
- 問い合わせ・申込先

『かもっ子』（加賀市医療センター内）TEL：0761-76-5179



子育て短期支援事業

急な用事の時、保護者が病気になった時・・・

ショートステイ事業

保護者の病気や冠婚葬祭で子どもの養育が一時的に困難な場合や、育児不安や育児疲れで身体的・精神的負担の軽減が必要な場合は、短期間（原則7日以内）の宿泊を含め、子どもを児童養護施設「伊奈美園」等で預かります。

トワイライト等事業

仕事で帰宅が夜間になる場合や休日出勤に対応するため、子どもを児童養護施設「伊奈美園」等で預かります。宿泊も可能です。

- 問い合わせ・申込先 加賀市子育て応援ステーション（TEL：0761-72-2565）
- 利用料金 世帯状況や子どもの年齢により、一定額の利用料金が必要です。

かがファミリーサポートセンター事業

地域 みんなで子育てを応援します！

手助けが必要なときに“子育てをサポート”します。（事前に会員登録が必要です。）

■ サポート内容

☆ 園児の保育時間外の預かり ☆ 学童の登校前、放課後の預かり ☆ 保育施設等への送迎
☆ 冠婚葬祭・学校行事・通院または気分リフレッシュなど外出時の預かり

- 対象児童 0歳～小学3年生

- 一時預かり利用料金 <子ども1人1時間あたり>

利用料金	平日	8:00～18:00	700円
		上記以外の時間	800円
	土・日曜 日、祝日	8:00～18:00	800円
		上記以外の時間	900円



- 問い合わせ・申込先

かがファミリーサポートセンター “親子ほっとステーション”（旧南郷保育園園舎）

TEL / FAX：0761-75-7933 Eメール：oyakohot@trad.ne.jp

加賀市子育て情報一覧

下記の QR コードから子育てイベントを確認できます。



広報 KAGA

最新号にイベント情報を掲載

- ・ イベントページ
- ・ 情報チャンネルページ
- ・ 施設ガイドのページ 等



自然体験カレンダー

こどもや親子で参加できる
自然体験活動の
イベント情報を掲載



加賀市立図書館

イベント情報を掲載
※図書館だよりの
PDF をご覧ください



すこやかだより

- ・ 子育て支援センター
- ・ 育児サークル
- ・ 保育園開放日
- ・ 親子つどいの広場

イベント情報を掲載



育児サークル

ママがママのために
イベントを企画
市内5つの
サークル情報を発信



NPO 法人かもママ

「親子つどいの広場まんま」

未就園児の親子が
気軽に集い 語り合い
交流できる子育て広場です
イベントやサロン情報を掲載

【Instagram】 【ホームページ】



竹の浦館

しぜん体験教室など
お子さまから家族で
楽しめるイベントを
開催しています

【Instagram】 【ホームページ】



加賀おやこ劇場

子ども時代はあっというま！
おやこでワクワクしよう！
最新の活動情報をみてね

【Instagram】 【ホームページ】



加賀市子育てバディ

Instagramで
子育て情報を発信



※お使いの機種や OS バージョン、アプリ等で取込方法が異なります。

QRコード情報は予告なく変更される場合がありますのでご了承ください。

【令和8年7月発行】

子育て・こどもに関する相談窓口

加賀市にはこどもの相談窓口として「子育て応援ステーション」と「こども育成相談センター」の2つの機関があります。2つの機関それぞれで、子育てのニーズに合わせた相談、支援を行っています。

子育て応援ステーション (こども家庭センター)

- 妊産婦、子育て世帯、0～概ね18歳までのこどもの総合相談窓口です。
 - ・「子育てがづらい」「イライラする」「ワンオペ育児で大変」など、子育て・こどものかかわりで悩んでいませんか。電話・来所・訪問などで相談対応しています。
 - ・ニーズに合わせて、必要な情報提供や地域の関係機関と連携して支援します。
 - ・児童福祉と母子保健の機能を一体的にして、保健師・保育士・社会福祉士・家庭相談員・助産師・管理栄養士が対応します。
- 午前8:30～午後5:15(但し来所による相談は予約が必要です。)
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業します。
- 住所
〒922-0057 石川県加賀市大聖寺八間道65番地
(かが交流プラザさくら1階)
- 電話番号
0761-72-2565 児童相談グループ(子育て全般・こどもの相談)
0761-72-7866 母子保健グループ(母子保健サービス・障がい児相談)

こども育成相談センター

- 0～概ね18歳までのこどもの発達に関する相談窓口です。
 - ・「ことばの発達が遅い」「友達とうまく遊べない」「落ち着きがない」「すぐにカッとなる」「宿題がうまくできない」など、こどもの発達に関する悩みに、お子さんへのかかわり方のアドバイスや情報提供を行いながら対応について一緒に考えます。
 - ・お家の方が安心してお子さんと過ごせるよう相談を継続し伴走します。
 - ・必要に応じて、保育園・学校などの関係機関と連携します。
 - ・相談は、保育士・保健師・心理士・専門指導員(元教員)が対応します。
- 午前8:30～午後5:15(但し来所による相談は予約が必要です。)
土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は休業します。
- 住所
〒922-0057 石川県加賀市大聖寺八間道 57 番地
- 電話番号
0761-73-0229



子育て応援ステーション
詳しくはこちら ↓



こども育成相談センター
詳しくはこちら ↓

